

6月中旬に決定通知書を郵送

## 65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、本人や世帯の状況、前年中の所得などにより決定します。

6月中旬に決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。詳しくは、[千葉市 介護保険料](#)

### 年金からの天引きによる支払い

年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の方が対象です。年6回、年金受給日に天引きされます。

### 納付書・口座振替による支払い

年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の方や、転入したばかりの方などが対象です。原則、6月~来年3月の末日が納期限(年10回)です。

#### 納付書

決定通知書と併せて納付書を郵送しますので、金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。

スマートフォン決済での支払いも可能です。

利用できるアプリなど詳しくは、

[千葉市 介護保険料 スマートフォン決済](#)

#### 便利な口座振替をご利用ください

納期限の日に指定の口座から引き落とされます。

ホームページ(【右記】コード)または金融機関、お住まいの区の高齢障害支援課介護保険室でお申し込みください。



区の窓口でのお申し込みの際はキャッシュカードを持参してください。

決定通知書に同封の専用はがきからの申し込みも可能です。

口座振替の開始時期は、手続き完了後、はがきでお知らせします。

#### 保険料の減免制度

保険料段階が第2・3段階で所得の低い方や、災害その他特別な事情により収入などが著しく減少した方などは、申請により介護保険料が減免されます。

詳しくは、お住まいの区の高齢障害支援課介護保険室へご相談ください。

[保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室](#)

中央 ☎221-2198 花見川 ☎275-6401 稲毛 ☎284-6242 若葉 ☎233-8264 緑 ☎292-9491 美浜 ☎270-4073

介護保険管理課 ☎245-5061 FAX245-5623



### 介護保険料の決定方法と保険料額

本人や世帯の状況、前年中の所得などにより13段階に区分し、決定します。

保険料段階	対象		年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方など		21,546円
第2段階	本人が市民税非課税の方	本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80.9万円以下の方など	29,106円
第3段階		本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80.9万円を超えて120万円以下の方など	51,786円
第4段階		上記以外の方、転入などにより世帯状況などが把握できない方など	68,040円
第5段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の「公的年金等収入額」とその他の「合計所得金額」の合計額が80.9万円以下の方など	75,600円
第6段階		上記以外の方	83,160円
第7段階	本人が市民税課税の方	本人の「合計所得金額」が80万円未満の方など	86,940円
第8段階		本人の「合計所得金額」が80万円以上125万円未満の方など	98,280円
第9段階		本人の「合計所得金額」が125万円以上190万円未満の方など	117,180円
第10段階		本人の「合計所得金額」が190万円以上300万円未満の方など	136,080円
第11段階		本人の「合計所得金額」が300万円以上500万円未満の方など	158,760円
第12段階		本人の「合計所得金額」が500万円以上700万円未満の方など	181,440円
第13段階		本人の「合計所得金額」が700万円以上900万円未満の方など	204,120円
		本人の「合計所得金額」が900万円以上の方	

【令和7年度の保険料】

\*第1・2段階、第4・5段階を区分するしきい値について、2024年の老齢基礎年金(満額)の支給額に合わせて、2025年度から基準が変更されました。

## 三世代家族の同居・近居を支援

高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代家族の同居・近居に必要な費用の一部を最大50万円(市内に本社のある事業者と契約した場合は上限100万円)助成します。



- 主な要件**
- ・離れて暮らしている三世代の家族が、これから市内で同居または近居(直線で1キロメートル以内)する
  - ・親が65歳以上で、1年以上市内に居住している
  - ・親が子と同居していない
  - ・孫が18歳に達してから最初の3月31日を迎えていない など
- 申出期限**
- ・住宅の新築・増改築に要する費用=建築工事の着手前まで
  - ・住宅の購入・賃貸借契約に要する費用=契約締結の前まで
  - ・転居に要する引越費用=転居の前まで

申出期限までに申出書の提出が必要です。そのほかの要件など詳しくは、[千葉市 三世代](#)

[高齢福祉課](#) ☎245-5166 FAX245-5548

子育て・新婚世帯、パートナーシップ宣誓をしたカップルが対象

## 住宅団地への転居費用を補助します

市内の高経年住宅団地へ転居する子育て世帯などに、必要な費用の一部を補助します。

#### 対象者

- ①小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む)がいる世帯
- ②2025年1月1日以降に婚姻届が受理された世帯
- ③2025年1月1日以降にパートナーシップ宣誓をしたカップル

**対象費用** 4月1日(火)~来年2月27日(金)\*に支払った、市内の高経年住宅団地への転居にかかった住居費、引っ越し費用、リフォーム費用

**補助額** 最大30万円(②③は夫婦またはカップルの双方が29歳以下の場合、最大60万円)

**申請方法** 来年2月27日(金)まで\*に、申請書(ホームページから印刷。住宅政策課でも配布)と必要書類を、〒260-8722千葉市役所住宅政策課へ持参または郵送。予算に達し次第終了。

\*②に該当し、世帯の所得が500万円未満の場合は、来年3月31日(火)まで

補助金の対象となる高経年住宅団地やそのほかの要件など詳しくは、[千葉市 団地住替え支援](#)

[住宅政策課](#) ☎245-5809 FAX245-5887